

高第607-30号
平成19年1月22日

各社会福祉法人理事長 様
(軽費老人ホーム)

群馬県理事 福島 金夫
(高齢政策課)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に係る軽費老人ホームの取扱いの改正について

標記については、平成17年3月30日付高第607-23号群馬県理事通知により、16年度以降の軽費老人ホームに係る事務費の運用については、当面の間、平成16年5月14日付け改正時点の厚生労働省局長通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(以下「弾力運用通知」という。)」における使途の弾力化内容に準じて取り扱うこととしたところである。

については、県社会福祉協議会における福祉サービスに係る第三者評価事業に係る取り組みが17年度より開始され軌道に乗ってきたこと、また18年度より軽費老人ホーム事務費補助事業について、社会福祉法人の経営状況、入所者処遇内容等に応じた加算制度に移行したこと等を踏まえ、**平成18年度より、平成17年1月28日付改正時点の弾力運用通知(老発0128001号他厚生労働省老健局長他2局長連名通知)の内容に準じて取り扱うこととする。**

各社会福祉法人においては、利用者本位のサービス提供に十分配慮しつつ、自主的、自律的な法人経営に寄与するよう、適切な弾力運用の活用を図られたい。

また、弾力運用通知の取扱いの変更に伴い、下記通知についても、平成17年1月28日付け改正時点の内容に準じて取り扱うので、その旨御了知おき願いたい。

なお、弾力運用通知3(3)における「民間施設給与等改善費」については、平成18年度の軽費老人ホーム事務費補助事業の見直しに拘わらず、従前のおり、一般事務費と特別事務費の合算額に対して、群馬県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱(平成16年6月23日高第604-3号)別表Ⅱの2(1)の加算率を乗じて得た額としてよいこととする。

記

- 1 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について
(老計発第0128001号他:老健局計画課長他3課長連名通知)
- 2 社会福祉法人会計基準の制定について
(社援基発第0128003号:老健局計画課長他4課長連名通知)
- 3 措置費(運営費)支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について
(社援基発第0128002号:老健局計画課長他3課長連名通知)

担当:施設指導グループ 柳 TEL: 027-226-2567(直通) FAX: 027-223-6725

I 軽費老人ホームにおける運営費の弾力運用について

1 弾力運用を認める要件

- (1) 適切な法人運営
- (2) 適切な施設運営
- (3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書を公開
- (4) 苦情解決に係る第三者委員の設置又は第三者評価の受審及び内容や結果の公表

2 弾力運用(第二段階)の内容 (平成18年度決算より適用)

(1) 弾力運用要件を満たす場合

民改費加算分	人件費	人件費積立金		
	管理費 <small>(いわゆる事務費)</small>	施設整備等積立金		
	事業費 <small>(入所者処遇)</small>			前期末支払資金残高
	運用(利息)収入			

■ 民改費加算相当額を以下の経費に充当可

- 同一法人の社会福祉施設等の整備等に係る福祉医療機構等からの借入金の償還金・利息(土地取得費含)

■ 施設整備等積立金は環境改善費や増改築土地取得費にも充当可

- 各積立金の限度額無
- 各積立金を目的外使用するには理事会の事前承認が必要

■ 理事会の事前承認により以下の経費への充当可

- 通常経費の不足分補填
- 法人本部の運営費
- 同一法人の第1種・第2種社会福祉事業運営費
- ☆ 同一法人の小規模公益事業の運営費
- ☆ 同一法人の指定居宅サービス事業等の運営費
- ※ ☆の事業への充当計: 前期末支払資金残高の10%を限度

※ 当期末支払資金残高は当該年度の事業収入の30%以下とする

(2) 弾力運用要件1(4)を満たさない場合

民改費加算分 <small>(管理費)</small>	人件費	人件費積立金		
	管理費 <small>(いわゆる事務費)</small>	修繕積立金		
	事業費 <small>(入所者処遇)</small>			備品等購入積立金
	運用収入 <small>(事務費)</small>			前期末支払資金残高

■ 民改費管理費加算額(2%)を以下の経費に充当可

- 同一法人の措置費支弁対象施設等の施設・設備の整備・修繕経費(土地取得費除く)

■ 使用計画を作成の上、将来発生見込の当該施設の経費を積立可

- 各積立金の限度額無
- 各積立金を目的外使用するには県への事前協議が必要

■ 県へ事前協議により以下の費用への充当可

- 通常経費不足分補填
- 施設修繕・設備整備費
- ※ 当該年度の施設経理区分の収入予算額の3%以下の場合協議省略可

■ 施設経理区分の収入決算額の事務費(人件費+管理費)相当額から生じる運用収入を以下に充当可

- 民改費充当対象経費(上記)
- 法人本部の運営費

(3) その他

- 高額繰越金等を有する施設に対して、民改費基本分及び同特別加算を停止
- 弾力運用の限度額たる「民改費加算相当額」は、一般事務費と特別事務費の合算額に従前の加算率を乗じた額とする(補助金制度の見直し内容にかかわらず、充当限度額は従前と同額とする)

II 軽費老人ホームにおける会計基準の適用について

- 施設の土地・建物に係る支出や施設整備の借入金に係る借入金は施設経理区分で計上する。